

生食発 0720 第 2 号

平成 29 年 7 月 20 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法の一部改正について

安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法については、「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 3 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知しているところです。

今般、遺伝子組換えばれいしょ（E12）について、組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨が公表されたことから、当該通知の別添「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法」を別紙のとおり改正し、当該食品に係る検査方法を削除しましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省 医薬・生活衛生局

食品監視安全課 化学物質係

TEL：03(5253)1111（内線 4241、4242）

FAX：03(3503)7964